

デジタル社会における地方創生の実現に向けた 財源の確保に関する提言

デジタル社会における地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するなど、必要な財源の確保を図ること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たり、マイナンバーカード交付率を勘案することについては、様々な事情により都市自治体ごとの交付率に差が生じている現状を十分に踏まえたうえで、地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

2. 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

3. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和7年度以降も税額控除の特例措置を延長すること。